

<出展者二次募集のご案内>

令和6年度 京の味めぐり・技くらべ展が新しくなりました！！

～ジェイアール京都伊勢丹様による出展者向け研修会を受講し、
全国各地開催の百貨店で自慢の逸品を販売してみませんか？～

5月31日締め切りで募集しておりました令和6年度 京の味めぐり・技くらべ展につきまして、多数のご応募をいただきありがとうございました。

ご応募多数により京都開催は受付を終了させていただきましたが、全国各地開催については、出展枠に若干余裕があるため、二次募集の期間を設けることになりました。



この催しは、府内の地場産品を広く流通業者、消費者に紹介するとともに、広域的な販路拡大を支援し、地場産業の振興発展を図るべく、京都府の支援を得て開催するものです。

これまで京都市内において実施していた「京の味めぐり・技くらべ展」が更にスタイルを変え、<京都開催>及び<全国各地開催>という新たな形で展開することになりました。

初めに京都伊勢丹様にご協力いただき、お客様から見た自店の状態を把握し、よりよい売り場を作るための視点や考え方について、一緒に考える出展者向け研修の場を設けます。

そこで学んでいただいたことを実際に開催する「京の味めぐり・技くらべ展（京都伊勢丹）」、全国各地の百貨店催事で活かしていただくという包括的な取り組みとなりました。

販売会も他府県での京都展と同時開催することにより、認知度の向上、集客アップ及び売上向上に期待できます。



出展基準（申込み対象）（出展事業者は、以下の各基準に適合していること。）

1. 京都府内に店舗（本店）を置き、京都の地場産品の生産、加工、販売を行っている事業者
2. 所轄税務署、保健所等に対し、事業に必要な許認可等を受けるとともに、登録、届出を行っている事業者
3. 原則として、販売員を会場に派遣できる事業者
4. 会期中は百貨店の社員の一人とみなされますので、そのことを自覚し行動いただける事業者
5. 反社会的勢力（「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」の定めによる暴力団およびその関係団体など）に該当しないこと。出展者が反社会的勢力に該当、または反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると判明した場合、主催者は何らの催告をせずに出展を取り消すことができるものとします。
6. 食品で実演をされる事業者の代表者1名の方は、保健センターへの申請が必要となりますので、調理師免許又は製菓衛生士免許、又は食品衛生責任者いずれかの資格取得者を派遣して下さい。

※出展の決定以降でも出展要件の基準外の事業者であることが発覚した場合は出展を取り消させていただきますので御了承ください。

お申込み方法

1. お申込み方法：以下の URL 又は QR コードからインターネット又は郵送にてお申込み下さい。

『検索：「一般社団法人 京都府食品産業協会」ホームページ → イベント情報』

(URL) <http://www.syoku-kyoto.com/>

インターネット環境がない場合は別紙、出展希望公募票に必要事項をご記入のうえ、以下まで御郵送下さい。

提出先

〒600-8009 京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町 7 8

京都経済センター 3 階 京都府中小企業団体中央会内

一般社団法人 京都府食品産業協会

京の味めぐり・技くらべ展 出展申込受付係 宛



なお、**ご出展決定後には、下記①【出展者全員】、初めてご出展いただく方は下記①～③の提出が必要**となりますので予めご了承ください。

- ①【出展者全員】P L 保険（製造物責任保険）証券のコピー（**参加会場の期間中に有効なもの**）
- ②営業許可書・登記事項証明書（3ヶ月以内）・税務申告書（直近のもの）のいずれかの写し
- ③店舗写真もしくは商品製造現場の写真

2. 締め切り：2024年6月25日（火）**必着** **締め切り厳守**

※会場面積の都合、その他の理由により、ご出展いただけない場合がございますので、ご了承下さい。

出展者お申し込み多数の場合や同業種・同アイテム多数の場合は、京の味めぐり・技くらべ展実行委員会における選考のうえ、決定させていただきます。（出展可否についての通知は、**7月上旬**の予定です。）

※会場配置は、ご一任下さい。

・お申込後のキャンセルはできる限りご遠慮下さい。やむを得ず出展辞退の場合、速やかに事務局までご連絡下さい。止むを得ず、出展に係る外注経費についてキャンセル料等が発生した場合には、実費を別途申し受ける場合がございます。

・**万一、会期中で開催中止となった場合、出展料の返却は致しかねます。ご了承下さい。**

法令遵守（コンプライアンス）

食品表示法、JAS 法、薬事法、食品衛生法、不実証広告の規制、パブリシティ権侵害に関する規制など法令に基づいた表示（パッケージ、ラベル、チラシなど）を行うようお願い致します。表示漏れ、規則違反等問題のある商品、表示は撤去させていただきます。

スペース・什器等

1. スペース（間口）は、原則、幅1, 500mm×奥行750mmを1台とします。
2. 什器は、平台または冷蔵・冷凍ケース、実演ブース（枠囲い）などがございます。
3. 会場の都合上、幅、奥行きは異なる可能性がございます。またご希望のスペースが確保できない場合があります。

実演につきましては、スペースの都合や保健所の指導によりご希望に添えない場合がございます。ご希望の実演内容・工程を出展希望公募票に必ずご記入下さい。

お問い合わせ 京の味めぐり・技くらべ展実行委員会（（一社）京都府食品産業協会/（公社）京都府物産協会）**事務局**

お問い合わせ時間：（月）～（金）の9：00～17：00（祝日を除く）

食品産業協会会員の方…（一社）京都府食品産業協会 担当：吉川・細見 ☎075-708-3704

商工会会員の方…京都府商工会連合会 担当：辻、牧野 ☎075-205-5418

上記以外の方…（公社）京都府物産協会 担当：宮原 ☎075-353-2010

その他

▶出展にあたり、伊勢丹様による出展者向け研修会の参加は、原則必須となります。

7月27日（土）を予定しております。出展可否についての通知の際、詳細をご案内させていただきます。

▶本物産展に出品する商品の欠陥などにより、万一、お客様に損害が生じたときは、速やかな対応と解決を図ると共に、これに必要な費用一切をご負担いただきます。

▶会期中の昼食、休憩交代要員は出展者でご手配下さい。百貨店社員及び主催者は交代に入りません。






▶商品は品切れのないように留意して下さい。壊れ物には保険をかけるなど、事前に万全の措置を講じて下さい。

▶会期中は、主催者及び会場（百貨店）の指示に従って下さい。

全国各地開催 概要

全国百貨店において、京都府並びに（公社）京都府物産協会が主催する『京都展』に**特別出展枠**（5～10社）を設けます。

＜開催予定地＞ ※都合により会期・開催予定地が変更になる場合がございます。

・盛岡川徳（岩手県） 	2024年9月10日（火）～9月16日（月・祝） 7日間 〒020-8655 岩手県盛岡市菜園1-10-1（株）川徳 ＜前回実績＞ 第46回京の老舗めぐり 51社 売上4,200万円
・宮崎山形屋（宮崎県） 	2024年10月9日（水）～10月14日（月・祝） 6日間 〒880-8602 宮崎市橋通東3丁目4番12号（株）宮崎山形屋 ＜前回実績＞ 第35回大京都のれん市 52社 売上3,600万円
・大分トキハ（大分県） 	2024年10月17日（木）～10月22日（火） 6日間 〒870-8688 大分市府内町2-1-4（株）トキハ ＜前回実績＞ 第54回京都展 75社 売上8,800万円
・水戸京成（茨城県） 	2024年10月30日（水）～11月5日（火） 7日間 〒310-0026 茨城県水戸市泉町1丁目6番1号（株）水戸京成百貨店 ＜前回実績＞ 第33回京の老舗めぐり 50社 売上4,900万円
・郡山うすい（福島県） 	2025年1月予定 〒963-8004 福島県郡山市中町13番1号（株）うすい百貨店 ＜前回実績＞ 第25回大京都展 56社 売上5,300万円

※会場設営はいずれも、開催日の前日午後からの予定です。

主 催 京都府・公益社団法人 京都府物産協会・

京の味めぐり・技くらべ展実行委員会≪京都府・公益社団法人京都府観光連盟・京都府商工会連合会・京都の地場産業フェア開催協議会（一般社団法人京都府食品産業協会・公益社団法人京都府物産協会）≫

後援予定 各開催地の団体など予定

内 容 京都府内全域より集めた地場産品の実演と販売

売上のお支払 会期終了日より約2ヶ月後。指定の口座へお振り込み致します。

出展費用

- ① 出展料…販売台（4尺～6尺什器）1台は無料。2台目使用からは1台10,000円（消費税込）を頂戴致します。なお、販売台のほか、実演スペースについても台数換算のうえ出展料として頂戴致します。
- ② 販売手数料（歩率）…売上高に次のパーセンテージを掛けた金額を頂戴致します。

区分	販売方法	展示即売	実演
加工食品・農林水産物		18%	14%
		※実行委員会運営手数料（開催分担金）3%含む	※実行委員会運営手数料（開催分担金）3%含む
工芸品・染織品		20%	16%
		※実行委員会運営手数料（開催分担金）3%含む	※実行委員会運営手数料（開催分担金）3%含む

その他、出展に係る交通費、宿泊費、食事代、商品運搬費、販売スタッフ雇用費用などは事業者負担となります。ただし、会期中通して販売に従事した場合、1社1名分について下記の通り補助致します。

旅費補助…交通費について上限10,000円までの補助 ※領収書・明細の提出要

宿泊補助…指定宿舎に全泊した場合、1泊につき宿泊費の半額を補助。※主催者で手配承ります。

※精算は売上支払時に致します。